

○昭和五十八年郵政省告示第五百三十二号（無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件） 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>一 空中線電力二〇〇ワット以下のアマチュア局の無線設備であつて、当該無線設備が適合表示無線設備のみで構成されているもの。</u></p> <p><u>二 空中線電力二〇〇ワット以下のアマチュア局の無線設備であつて、当該無線設備の設置場所の変更の際、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けたもの。</u></p>	<p>空中線電力二〇〇ワット以下のアマチュア局の無線設備であつて、当該無線設備の設置場所の変更の際、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けたもの。</p>

この告示は、平成三十年三月一日から施行する。

○平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件） 新旧対照表

改正案										現行																								
別表第三号 法規										別表第三号 法規																								
授業科目及び内容の分類				養成課程別の授業の要否及び程度(注)																														
授業科目	授業内容	授業内容の要旨	授業内容の詳細	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級	レ	航空	航空	第一級	第二級	第三級	国内	第二級	第三級	第四級	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級	レ	航空	航空	第一級	第二級	第三級	国内	第二級	第三級	第四級	
				海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上
電	(略)	(略)	(略)																															
波	(略)	(略)	(略)																															
法令	業務書類	業務書類	業務書類	免許状	備付け又は掲示の義務	B	B	B	C	C	C	B	C	C	C	C	C	C	免許状	備付け及び掲示の義務	B	B	B	C	C	C	B	C	C	C	C	C	C	C

		訂正、再交 付又は返 納																		
		(略)																		
		(略)																		
		(略)																		

注 養成課程別の授業の要否及び程度の欄中、空欄は、その養成課程において授業科目の該当の項目の授業を要しないことを示し、「A」、「B」及び「C」の表示は、その養成課程において授業科目の該当の項目の授業に要する程度について、次のことを示す。

A 重点的、B 普通、C 簡単

		(証 票)	訂正、再交 付又は返納																	
		(略)																		
		(略)																		
		(略)																		

注 養成課程別の授業の要否及び程度の欄中、空欄は、その養成課程において授業科目の該当の項目の授業を要しないことを示し、「A」、「B」及び「C」の表示は、その養成課程において授業科目の該当の項目の授業に要する程度について、次のことを示す。

A 重点的、B 普通、C 簡単

この告示は、平成三十年三月一日から施行する。

○平成六年郵政省告示第四百五号（簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件）新旧対照表

改正案	現行											
<p>一～四 （略）</p> <p>五 （略）</p>	<p>一～四 （略）</p> <p><u>五 パーソナル無線</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 427 2045 1182"> <thead> <tr> <th><u>周波数</u></th> <th><u>空中線電力</u></th> <th><u>電波の型式</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>九〇三・〇一二五 MHz</u></td> <td><u>五ワット以下</u></td> <td><u>F 二 D</u></td> </tr> <tr> <td><u>九〇三・〇一二五 MHz を超え九〇四・九八七五 MHz 以下の周波数であって、九〇三・〇一二五 MHz に二五 kHz の整数倍を加えたもの並びに九〇三・〇五 MHz 及び九〇三・〇五 MHz に二五 kHz の整数倍を加えたもの</u></td> <td><u>五ワット以下</u></td> <td><u>F 三 E</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>六 （略）</p>			<u>周波数</u>	<u>空中線電力</u>	<u>電波の型式</u>	<u>九〇三・〇一二五 MHz</u>	<u>五ワット以下</u>	<u>F 二 D</u>	<u>九〇三・〇一二五 MHz を超え九〇四・九八七五 MHz 以下の周波数であって、九〇三・〇一二五 MHz に二五 kHz の整数倍を加えたもの並びに九〇三・〇五 MHz 及び九〇三・〇五 MHz に二五 kHz の整数倍を加えたもの</u>	<u>五ワット以下</u>	<u>F 三 E</u>
<u>周波数</u>	<u>空中線電力</u>	<u>電波の型式</u>										
<u>九〇三・〇一二五 MHz</u>	<u>五ワット以下</u>	<u>F 二 D</u>										
<u>九〇三・〇一二五 MHz を超え九〇四・九八七五 MHz 以下の周波数であって、九〇三・〇一二五 MHz に二五 kHz の整数倍を加えたもの並びに九〇三・〇五 MHz 及び九〇三・〇五 MHz に二五 kHz の整数倍を加えたもの</u>	<u>五ワット以下</u>	<u>F 三 E</u>										

附則

- 1 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。

2 この告示の施行の際現に免許を受けているパーソナル無線は、なお従前の例による。

○平成十一年郵政省告示第三百号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件） 新旧対照表

改正案	現行
<p>1～6 （略）</p> <p>7 5の項及び6の項の方法による算出結果がいずれも基準値を超える場合であって、送信空中線の形式等が次に掲げるもののいずれかに合致するときは、当該空中線における算出方法によることとする。</p> <p>(1) <u>コーリニアアレイアンテナ(平成○年総務省告示第○号別表第19号第2)</u>に規定する空中線型式基本コード（以下「空中線コード」という。）CLに相当する空中線をいう。）の主輻射内側において、距離Rが$0.6D^2/\lambda$以下の場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。</p> $S = (P/20\pi RD) \cdot K$ <p>注 セクタータイプの空中線については、電力半値幅θ_{BW} [度] を用いて次式により算出する。</p> $S = (P/20\pi RD) (360/\theta_{BW}) \cdot K$ <p>(2)～(4) （略）</p> <p>8～13 （略）</p>	<p>1～6 （略）</p> <p>7 5の項及び6の項の方法による算出結果がいずれも基準値を超える場合であって、送信空中線の形式等が次に掲げるもののいずれかに合致するときは、当該空中線における算出方法によることとする。</p> <p>(1) <u>コリニアアレイアンテナ(平成10年郵政省告示第148号別表第6号第1)</u>に規定する空中線型式基本コード（以下「空中線コード」という。）CL <u>又はSK</u>に相当する空中線をいう。）の主輻射内側において、距離Rが$0.6D^2/\lambda$以下の場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。</p> $S = (P/20\pi RD) \cdot K$ <p>注 セクタータイプの空中線については、電力半値幅θ_{BW} [度] を用いて次式により算出する。</p> $S = (P/20\pi RD) (360/\theta_{BW}) \cdot K$ <p>(2)～(4) （略）</p> <p>8～13 （略）</p>

この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。

○平成二十一年総務省告示第三百二十五号（電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件） 新旧対照表

改正案	現行
<p>電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を次のように定め、平成二十一年七月一日から施行する。</p> <p>施行規則第五十二条の三第一項の総務大臣が別に告示する書類等は、次の各号に掲げる手続について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> <u>無線従事者規則の一部を改正する省令(平成二十一年総務省令第三百号)附則第四項の規定により免許証の訂正を受けられるものとされた同令による改正前の従事者規則第四十九条の規定による免許証の訂正の申請 免許証</u></p>	<p>電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を次のように定め、平成二十一年七月一日から施行する。</p> <p>施行規則第五十二条の三第一項の総務大臣が別に告示する書類等は、次の各号に掲げる手続について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>7</u> <u>従事者規則第四十九条第一項の規定による免許証の訂正の申請 免許証</u></p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p>

この告示は、平成三十年三月一日から施行する。

○平成二十四年総務省告示第百二十三号（エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める件） 新旧対照表

新規制定告示	廃止告示
<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十二条第五項及び第五十二条の三第四項の規定に基づき、エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを次のように定め、平成二十四年四月二日から施行する。</p> <p>エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱い （申請書の送付方法）</p> <p>第一条 エリア放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局（電波法施行規則第四条第一項第三号の三に規定する地上一般放送局をいう。以下同じ。）の免許の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）がエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類（以下「申請書等」という。）を送付する場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>一 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便</p> <p>二 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便</p>	<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十二条第五項及び第五十二条の三第四項の規定に基づき、エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを次のように定め、平成二十四年四月二日から施行する。</p> <p>エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱い （申請書の送付方法）</p> <p>第一条 エリア放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局（電波法施行規則第四条第一項第三号の三に規定する地上一般放送局をいう。以下同じ。）の免許の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）がエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類（以下「申請書等」という。）を送付する場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>一 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便</p> <p>二 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便</p>

事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であって、当該信書便事業者において引受日時の記録を行うもの

（到達の日時）

第二条 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書等を次の各号に掲げる方法により提出したときは、当該各号に定める日時に総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）に到達したものとする。

- 一 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便 日本郵便株式会社の営業所であって 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条の規定による委託を受けた者の営業所を含む。）において引受けがされたとして当該引受時刻証明により証明された日時

二～四 （略）

2 （略）

第三条・第四条 （略）

事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であって 当該信書便事業者において引受日時の記録を行うもの

（到達の日時）

第二条 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書等を次の各号に掲げる方法により提出したときは、当該各号に定める日時に総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）に到達したものとする。

- 一 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便 郵便事業株式会社の営業所であって 郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）において引受けがされたとして当該引受時刻証明により証明された日時

二～四 （略）

2 （略）

第三条・第四条 （略）

この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。